

江戸幕府直轄領の地域的分布について

村上, 直 / MURAKAMI, Tadashi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

25

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

27

(発行年 / Year)

1973-02-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010913>

江戸幕府直轄領の地域的分布について

村 上 直

はじめに

- 一、直轄領の存在形態
- 二、直轄領の拡充
- 三、直轄領と上方・関東支配
- 四、直轄領と七筋分布
- 五、元禄期の地域的分布
- 六、享保期の地域的分布
おわりに

はじめに

大名領国制の展開において、戦国大名が封建的土地所有権を吸収しつつ領国の一元的支配を推し進めていくとき、蔵入地（直轄領）の存在と機能が大名権力の強弱を示す重要な要素をなしていたことができる。このような戦国大名の領国支配を克服し、全国統一支配を確立したのは織豊政権であるが、豊臣政権が戦国大名権力と明確に区別されることは兵農分離と石高制を基礎とする近世封建社会の基本構造が確定されたことである。また、これと同時に秀吉が全国的に蔵入地を設定したことは、諸大名に対して政治的・経済的優位を示す最大の要因であったとみることができるのである。

かくして豊臣政権を継承し、わが国封建社会の最高の段階を示す幕藩制社会が確立するが、この場合、幕藩領主——農

江戸幕府直轄領の地域的分布について（村上）

民の階級関係を支柱としながら、江戸幕府直轄領（天領）の量的優位と存在形態の多様性が、諸藩を従属させる有力な条件であったといえることができるのである。この点から、本稿においては、とくに江戸幕府の権力構造の解明の一環として、地方支配機構との関連の上で直轄領の拡大と地域的分布について考察してみることになしたい。

一、幕府直轄領の存在形態

江戸幕府の直轄領（天領）は、関東を中心にほぼ全国に散在し、徳川一門・譜代大名領・旗本領と並んで政治・軍事上の重要地域に分布し、また、幕府の経済的基礎が基本的にはこの直轄領の年貢収入にあったことから、幕府権力存立の物質的基盤として注目すべき位置を占めていた。封建領主の経済的基礎は封建的大土地所有におかれており、直轄領は当然、封建地代を生みだす土地をさしていたことはいうまでもないが、江戸幕府の場合は、その他に築城・架橋、主要都市建設の資材の供給源である山林地域、鷹場などの草原地域、交通・運輸の結節点である都市・港湾・河川、貨幣鑄造に直結する鉱山、さらに牧場も直轄の対象となっていた。⁽¹⁾したがって、幕府直轄領は量的優位のみならず、多彩な存在形態が財政維持の主要な条件になっていたといえるのである。このような直轄領は巨視的にみるならば、領主的土地所有を前提として豊饒な農業生産地帯、商品作物生産地帯および有力な金銀採掘地（鉱山）に成立し、各大名領間に散在入組むことよって、大名・社寺の統制に重要な機能を発揮したといえるのである。

豊臣政権の蔵入地支配は、番城守衛大名の城付蔵入地方式、また大名領内の一部を蔵入分とし、当該大名に所轄させる大名預け地方式が広く行なわれていたといえる。これに対して江戸幕府直轄領の管掌は、戦国大名あるいは豊臣政権の蔵入地支配方針を先蹤としながらも、在地性の強い給人代官の支配を改変しつつ、しだいに代官の直屬吏僚化による直轄方式を中核としていった。したがって、それまでの大名預け地方式は、むしろ直轄領拡充の補充的役割を果たす存在になったのである。

太閤蔵入地は、豊臣政権における強大な軍事力とともに兵農分離を促進し、石高制に基く封建的土地所有の確立のなかで拡大されていったといえる。とくに信長の遺領を直轄化するとともに、最も生産力の高い摂津・河内・和泉を中心とする畿内近国に蔵入地を集中させ、征服地には必ず一定量の蔵入地を新設する全国的分布方法がとられたのであるが、その

総石高は「慶長三年検地目録」・「慶長三年蔵納目録」によると、全国検地高一八五〇万石余のうち、その一二・二%に当る二二三万石を占めていたことが明らかにされている。しかも蔵入地の集積度は、畿内・近国が七〇%に及び、さらに筑前・豊後の西国に多いことが特徴的である。⁽⁴⁾

一般に豊臣政権は畿内・近国に主たる基盤をおく畿内政権であったといわれ、これに対して、江戸幕府の場合は関東・奥羽に基盤をおく東国政権であると対比されている。このことは、結局、幕府の政治的根拠地が関東に存在したばかりでなく、直轄領の地域的分布からも指摘されるのである。⁽⁵⁾

註 (1) 北島正元『江戸幕府の権力構造』二八九頁。

(2) 岩沢愿彦「山城・近江における豊臣氏の蔵入地について」『歴史学研究』二八八号。山口啓二「豊臣政権の成立と領主経済の構造」(『日本経済史大系』3 近世上)七七頁以下。朝尾直弘「豊臣政権論」(『岩波講座「日本歴史」9 近世1』一八五頁以下)。森山恒雄「九州における豊臣氏直轄領の一形態」(『東海史学』2号)。

(3) 『大日本租税志』所収。『日本賦税』(内閣文庫所蔵)。

(4) 山口啓二「前掲書」六三頁以下。大石・津田・逆井・山本『日本経済史論』二六〇三四頁。

(5) 村上直「江戸幕府直轄領に関する一考察」(『徳川林政史研究所「研究紀要」昭和四十四年度』)。

二、直轄領の拡充

徳川氏の関東入国当時の蔵入地の実態は明らかでないが、所領伊豆・相模・武蔵・上総・下総・上野の六か国二四〇万石余のうち、一〇〇〜一二〇万石が直轄化されていたと推定されている。⁽¹⁾ 徳川氏は慶長五年(一六〇〇)関が原の戦によって覇権が確立するが、このとき没収高六二二三万石余が論功行賞の加封・加転に、さらに徳川一門や譜代大名の創出、直轄領の拡大に当てられている。⁽²⁾

徳川氏による中国筋の豊臣氏の蔵入地の接収は、関東筋および東海筋に引続き慶長五年十一月、代官頭大久保十兵衛長安・彦坂小刑部元正を石見国大森銀山に派遣し、⁽³⁾ 同年代官間宮彦次郎秀直を美濃国から但馬国生野の銀山奉行に任命した⁽⁴⁾ ときにはじまる。

江戸幕府直轄領の地域的分布について(村上)

さらに翌六年二月三日、石見国銀山地役人吉岡隼人を伊豆国湯ヶ島に派遣し⁽⁵⁾ 鉾脈を調査させている。また北国筋随一の金山佐渡に対しては、これより先、同年五月五日には、豪商代官田中清六を佐渡奉行に任命、在地の事情に精通している上杉旧臣河村彦左衛門と共に鉾山採掘の促進を命じているのである⁽⁶⁾。

このように徳川氏は、中国筋・北国筋の金銀山を敏速に掌握することによって、豊臣氏蔵入地の重点的接收を行なっているのであるが、この場合、大久保長安・彦坂元正らの代官頭をはじめとする地方功者や豪商代官の行動が重要な役割を果たしたことはいうまでもない。しかしながら豊臣政権の政治的根拠地である畿内・近国の接收が実質的には元和以降に遅れていることは⁽⁷⁾、徳川政権下における畿内の地位を示すものであり、幕府権力確立後における関東・上方の直轄領の支配にも関連するといえるのである。

江戸幕府直轄領は、関が原の戦を機として、豊臣蔵入地の接收を中心に、関東以外の地域に急速に分布していくが、慶長末年には、二三〇〜四〇万石の領域に達し、すでに全国的直轄領の地域的分布の基本的形態が成立したとみられているのである⁽⁸⁾。このように直轄領の規模は、漸次、拡大の方向がとられながらも、きわめて流動的であったということができ。それは大名の改易・転封の打出分、新大名・旗本創設の所領の割譲は直轄領をもって当てられており、その存在は固定的なものでなく、ときどきに應じて異なった形態を示していたといえるのである。そのため幕府権力と密接な関係にある譜代大名領・旗本領および直轄領の配置は、個別的支配として規定するものではなく、むしろこれらを統一的に把握することが必要であった⁽⁹⁾。

幕府直轄領の支配は、概ね郡代・代官支配地、遠国奉行、大名預所（預地）に分けることができる。このうち、勘定奉行直属の郡代・代官支配がその中核をなしていたことはいうまでもないのである。

幕府はこのような分散した直轄領を掌握していくためには、封建官僚制に立脚した周到な政治組織によって財務機構および地方行政を展開していったといえるのである。代官の職務は、幕府法令からみて年貢徴収が主要な任務といえることができる。したがって代官は徴税官としての性格が中心をなし、検地・治水・用水管理、治安維持はむしろ生産物地代確保のための補助手段として行使されたものであり、代官見立による幕府直営の新田開発は年貢量の増大のため直轄領の拡充を意図したものであった。

元禄検地は、各々幕閣の直接の指令によって実施されたものが多く、基本的には直轄領の検地打出し、大名の改易、転封後の検地による直轄領の増大を企図するものであったといえる。また、元禄一〇年（一六九七）七月の「地方直し」も関東農村の知行形態の変化を与え、とくに旗本領より直轄領への転換が主体をなしていたということができるのである。すなわち、元禄の幕政は、幕府直轄領の総検地、旗本知行替えによる上知によって、広大な林野、田畑を新たに直轄領へ編入することによって、その量的増大、財政強化と合わせて転封による大名統制を策したものであるといえるのである⁽¹⁰⁾。さらに享保期においても、関東の場合、新田開発と牧場開発、流作場および原地の検地を通じ拡張されたということができ。

幕府直轄領は、宝永六年二月、新井白石が「今重秀（勘定奉行荻原近江守）が議り申す所は、御料すべて四百万石、歳々納らるる所、金は七十六万兩余」と記していることから、幕藩制社会の確立した元禄・宝永期においては、ほぼ四〇〇万石に達していたものと思われる。しかも、この石高は『癸卯雜記』所収「御取箇辻書付」などによって明らかのように享保元年（一七一六）から天保一二年（一八四一）、さらに幕末に至るまで維持されていたといえるのである。

註 (1) 北島正元『江戸幕府の権力構造』二一四頁。

(2) 藤野保「江戸幕府」(『岩波講座』『日本歴史』10 近世2)三七頁。

(3) 村上直「近世初期における石見銀山の支配」『駒沢女子短大研究紀要』二号。

(4) 太田虎一・柏村儀作校補『生野史』—鉱業編及び代官編。

(5) 鳥根県邑智郡邑智町内田、吉岡家文書。吉岡隼人（出雲）宛、伝馬手形。

(6) 村上直「初期豪商田中清六正長について」『法政史学』第二〇号。田中圭一『佐渡金山史』。

(7) 朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』三〇五～六頁。

(8) 北島正元 前掲書 二八八頁。

(9) 藤野保『幕藩体制史の研究』二六五頁。

(10) 所理喜夫「元禄期幕政における「元禄検地」と「元禄地方直し」の意義」『史潮』八七号。

(11) 大谷貞夫「近世中期の年貢増徴策と北総」『地方史研究』一一八号。

(12) 新井白石『折たく柴の記』(岩波文庫本 九九頁)。

江戸幕府直轄領の地域的分布について(村上)

(13) 向山源大夫(誠齋)「癸卯雜記」四。国立国会図書館・東大史料編纂所所蔵。辻達也・松本四郎「御取箇辻書付」および「御年貢米・御年貢金其外諸向納渡書付」について」(『横浜市立大学論叢』一五卷 人文科学系列第三号)

三、直轄領と上方・関東支配

初期関東の直轄領は、家康側近政治の一翼を形成した代官頭と、それに属しながら年貢請負人的性格をもって陣屋支配を行なった代官により、他方、幕政の滲透の薄い畿内・近江の先進地域では豊臣政権以来の代官的豪商などを中心に各々管掌されていたということができる。私はこうした幕藩制社会の確立過程における代官制度の展開を次のようにみていきたいと思う。①代官頭の巨大な在地支配力が幕府の支配体制にとって桎梏化し、その消滅をはかる慶長末期。②地方支配機構の整備、領国による代官的豪商の吏僚化、代官奉行がみられる寛永期、③江戸周辺の陣屋支配の廃止による代官の江戸定府が促進される元禄・宝永期、④代官所経費の改定(口米制の廃止)による代官の直属吏僚化が確定していく享保一〇年以降。これらの段階を経て、年貢請負人的性格をもった代官は、封建官僚制に基づく地方農政官へと改変されていったと考えるのである。⁽¹⁾

幕府直轄領は関原の戦後、関東を中心に全国的分布が行なわれたのであるが、豊臣氏の蔵入地の接收は、必ずしも自動的に行なわれたのではなく、慶長一六年(一六一一)四月の西国大名からの誓詞提出、さらに大坂の陣を経て元和元年(一六一九)の大坂城直轄化により、漸次、畿内、西国へ滲透させていったのである。このような経緯から畿内、近国が実質的に直轄領として比重を高めるのは、元和元年(一六一五)以降とみられている。⁽²⁾したがって寛永年間、幕府の地方支配機構が整備された段階においても、なお支配管轄が江戸と京坂を中心に二分されていたといえるのである。

幕府は寛永一〇年(一六三三)七月、農民の直目安を禁じ、⁽³⁾それまで公認されていた代官の弾劾権を消滅させ、代官の地位を補強しているが、それと共に同一二年(一六三五)一月二七日付で市橋下総守吉政を上方郡奉行、小出大隅守三伊を関東郡奉行に任命しているのである。⁽⁴⁾この上方・関東両郡奉行は寛文八年(一六六八)七月まで存在するが、それ以後は廃止されている。

、上方御料所の郡奉行市橋吉政が同一六年辞職。遠江国より東方を支配した郡奉行小出三伊が一九年四月歿すると、寛永一九年一

○月一日に「小出^(上方)対馬守吉親・片桐石見守貞昌東・西郡奉行仰付らる」(『大猷院殿御実紀』巻五十二)と継承されたが、小出が万治二年七月、片桐が寛文八年七月一八日に辞職すると「以後跡役不被仰付相止ム」(『柳宮補任』巻之十九)と廃止されているのである。幕府郡奉行は、上方・関東方に分け幕府直轄領を管轄したが、結局、短期間で消滅したのである。

また、寛永一二年(一六三五)一月には関東代官、農民の公用・訴訟についての取扱いと、勘定頭松平右衛門大夫正綱(大河内正綱)らの担当部署が明らかにされており、同一四年(一六三七)二月には、曾根源左衛門吉次の評定所への出席が認められている。このように勘定頭の地位は、次第に向上していくのである。江戸幕府において財政・農政の最高職制は、勘定頭(勘定奉行)であり、それに直属する役所は勘定所である。幕府直轄領の支配は、地方支配機構の整備と共に、老中——勘定頭(勘定奉行)——郡代・代官の指揮系統によって行なわれるが、同一五年(一六三八)一月、幕府は上方を小姓組武藤理兵衛安信・勘定組頭諸星清左衛門盛武、代官下島市兵衛政真、勘定能勢四郎右衛門頼安、関東方を井上新左衛門・井上宇右衛門・糸原甚左衛門重正・壺井金大夫永重に各会計を司るべく命じている。このように勘定所の職掌を上方・関東方に二分することによって、さらに直轄領の支配体制が上方代官・関東代官の二系統の管轄により構成されたとみることができるのである。

寛永一九年(一六四二)八月、幕府は従来の曾根吉次に加え、伊丹康勝入道順斎、杉浦内藏允正友、酒井和泉守忠吉を勘定頭に任命することによって、勘定頭を正式の職制として制度化することになったが、これによって直轄領の統一支配化が進行したものと見えるのである。この点、同二年(一六四四)正月一日付の領内取締りに関する法令は、曾根・杉浦・伊丹・酒井の勘定頭の連署により「上方御代官衆中」「関東方御代官衆中」宛に出されており、代官の職務・代官所内の規則に関する一八条の条文には、代官の存在形態や機能にかかわる貨物・諸商売・代官所内の手作、年貢地払の各禁止さらに口米に対する上方と関東方の規定が明記されているのである。

このように全国の直轄領支配は、勘定頭に統一されながらも勘定所・代官所の機能は、上方・関東方の管掌に二分されることになったのであるが、宝永二年(一七〇五)『御家人分限帳』(内閣文庫所蔵)にも、上方御代官衆四三名、関東御代官衆二〇名とし、計六三名の代官名と知行が分別して記載され、同七年『統一武鑑』によると、同じく上方代官四三名、関東代官二六名、計六九名の大半が江戸に屋敷をもっていたことが明らかにされている。しかも、宝永二年には上方

代官のうち六名、関東代官のうち三名の計九名のみが地方知行であり、明確に代官の地方知行制から蔵米知行制への移行を窺知することができるのである。このように元禄検地の実施に続き、元禄地方直しの促進によって、幕府代官は給人的性格が払拭され、吏僚的性格に転化させられることになるが、このことは、結局、郡代・代官が封建的官僚機構へしだいに組み込まれていったことを示しているといえるのである。

註 (1) 村上直「江戸幕府代官の民政に関する一考察」『徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四十五年度』。

(2) 朝尾直弘「近世封建社会の基礎構造」三〇五―六頁。八木哲浩「大坂周辺の所領配置について」『日本歴史』二二二号)。

美和信夫「慶長期江戸幕府畿内支配の一考察」『史学雑誌』七七編三号)。

(3) 『武家殿制録』三三六号。(『近世法制史料叢書』3)

(4) 「柳営補任」巻十九、上方関東郡奉行(『大日本近世史料・柳営補任』五八五頁)、『寛政重修諸家譜』三一六巻他。

(5) 『徳川禁令考』前集第二、一四三―四頁。

(6) 「大猷院殿御実紀」巻卅六。(『新訂増補国史大系』40 徳川実紀第三篇 八〇頁)。

(7) 同右 巻卅九(同右、一一九頁)。

(8) 同右 巻五十一(同右、二八四頁)。

(9) 「御当家令条」二八〇号(『近世法制史料叢書』2 一五六―七頁)。

(10) 村上直「江戸幕府直轄領に関する一考察」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四十四年度)。

(11) 村上直『天領』三三三頁以下。

四、直轄領と七筋分布

幕府直轄領の支配が、関東と上方に二分されていたことは、勘定所の機能から必然的に確定されたものということがでさるが、元禄々享保期の美濃郡代・勘定吟味役を勤めた辻六郎左衛門守参の草案を集録した『地方要集録』⁽¹⁾の冒頭には次のように記してある。

関東
上方分り候事

一、関八州は武藏・相模・上野・下野・常陸・(上総・下総が脱か)安房・二外伊豆・甲斐を入、出羽・奥州。

右之分を於て御勘定所へ関東方と唱来申候。

一、上方者、五畿内山城・大和・摂津・河内・和泉・外に近江・丹波・播磨此三ヶ国と五畿内を入、五畿三州と唱来申候、中国丹後、但馬・備後・美作・伊予・讃岐・直島・小豆島・塩飽島・駿河・遠江・三河・伊勢・美濃・伊賀・越後・越前・越前白山・能登・飛騨・佐渡・石見・隠岐・肥後・肥前・日向・豊後・豊前。

右之分於て御勘定所へ上方と唱来り申候

これによって、関東方・上方の区分は、勘定所における呼称が周知されていたことが明らかである。

この区分は、のちの『地方凡例録』にも同様の記載がみられることから、幕府において一貫した区分方法であったといふことができる。しかし、『地方凡例録』には「右之外、東海道筋・中国筋・四国・西国・北国筋ともすべて上方筋と唱へ、上方・関東と二ツニ分るときは、右の拾二箇国へ関東方と云ひ、其外の国々へ都て上方筋と云て取扱ふことなり、夫を委しく分ていふときは、五畿内・東海道筋・中国筋・北国・四国・西国筋といふなり」とあり、さらに各筋に分けて地域的分布を定める方法が採られていたことを知るのである。このように関東、上方の他、直轄領をさらに各筋に分ける方法は、享保二年(一七一七)九月所定の年貢皆済期日の定書による⁽³⁾と、次のように分けられている。

海道筋

駿河・遠江・三河・飛騨・美濃・伊勢・甲斐

畿内筋

山城・河内・近江・和泉・摂津・大和・播磨・丹波

中国筋

美作・備中・但馬・備後・讃岐・伊予・隠岐・石見・丹後

西国筋

豊後・豊前・筑前・筑後・肥前・肥後・日向

江戸幕府直轄領の地域的分布について(村上)

北国筋・東国筋（奥羽筋）

信濃・佐渡・越後・越前・能登・出羽・陸奥

〔関東筋〕

武蔵・上野・下野・上総・下総・安房・常陸・相模・伊豆

これにより直轄領は七筋に分布していることを知るのである。こうした傾向は、享保一〇年九月の口米制の廃止による代官所経費の支給に関する法令においても採用されており、直轄領が筋区分により経費の確定がおこなわれている⁵⁾。しかし、この場合、支給額は中国筋・西国筋と、それ以外の五筋（五畿内・海道・北国・関東・東国）に大枠で区別したにすぎず、改めて経費支給を細かく筋別基準によって決定したわけではなかった。

以上によって、四〇〇万石に及ぶ幕府直轄領は、寛永期において勘定所機構の整備とともに上方・関東の二分支配方式によって掌握されたとみることができ、さらに享保期の代官所機構の改革前後には七筋区分方式が併用されたことが明らかである。このような二分および七筋による直轄領の掌握が、幕府権力の在地支配にどのような役割を果たしたかは明確でないが、従来の畿内中心の所謂、畿内八道の分布方法よりは、幕政における直轄領の把握をはるかに合理的なものに改変したことは確かである。

関東と上方の区分について、金納と銀納地域によるという見方がある。しかし、『享保十四年酉年御代官并御預所御物成納払御勘定帳』⁶⁾によって、蔵納分の取立物成をみると、主として金納は関東・奥羽・海道筋、銀納は中国・西国筋になっているが、その接点にある近江・山城・大和・河内・摂津・丹波・美作・備中・伊予が金・銀納の併用になっている。したがって金納・銀納が必ずしも関東方・上方の区分の厳密な基準となっていたとは限らないのである。

関東方・上方の区分は、明治元年三月の調では「高凡四百万石、御料所総高」その内訳は関東八州・駿遠三信甲州・其他諸国御料所に分られており、註記に「又関東筋・上方筋と大別する時は関東十二州の外すべて上方と称する事ありといふ」とある。これによって、幕末においては必ずしも関東方・上方の区分が基準になっていたとはいえないのである。

註 (1) 辻鶴翁著「地方要集録」。『日本農民史料聚粹』第一一卷所収、五四一頁。

(2) 大石久敬・大石慎三郎校正『地方凡例録』上巻、二八頁。

(3) 安藤博編『徳川幕府県治要略』二七二～二七四頁。

(4) 原史料では「関東筋」はなく、「東国筋」にまとめてあるが、地域的分布を明確にするため、慣例により関八州と伊豆を「関東筋」とし、出羽・陸奥は「奥羽筋」とする。

(5) 『御触書寛保集成』一三三三号。ここでは、五畿内・海道・北国・関東・東国・中国・西国筋に分けている。

(6) 「大河内家記録」所収。

(7) 「吹塵録」上巻(『海舟全集』第三巻一六〇頁)。「御料所併万石以下知行所の高」所収。

五、元禄期の地域的分布

幕藩制社会の確立期に当る元禄年間の幕府直轄領は、すでにみたように四〇〇万石に達していたといわれるが、その存在形態を示すものとしては、次の二資料があげることができる。

内閣文庫所蔵『竹橋余筆別集』巻八所収の「諸国村数書付」⁽¹⁾は、年次は記されていないが、元禄一一年の実態を示す公算が多いといわれている。⁽²⁾これは全国六七国(安芸国だけが欠けている)における各国毎の支配別村数が記載されており、一国内の支配形態を知る上にも貴重な資料といえることができる。即ち、国毎に「御料」(幕府直轄領)「万石以上領分」(大名領)「万石以下知行」(旗本領)または「万石以下知行并寺社領」(旗本領・寺社領)の村数が記されており、末尾に村数合計が明記されている。この国別村数の合計は、一部を除き元禄一五年一月から一二月に作成された御国高調郷帳と一致していることから、同年の元禄改高の調査の際、別途に予め作成されたものではないかと考える。この点、内閣文庫所蔵の『六拾余州郡各村数高附記』所収の元禄改高と村数と照合しながら、国毎の支配別百分比を作成してみると、当時の直轄領の分布を明らかにすることができる。⁽³⁾

第1表は、元禄期における国別の直轄領の村数および総村数との百分比を示したものである。したがって、この表に記載されていない国は結局国内に直轄領が存在していないことになる。即ち、越中・若狭・尾張・伊賀・志摩・紀伊・淡路

江戸幕府直轄領の地域的分布について(村上)

・因幡・伯耆・出雲・備前・安芸・周防・長門・阿波・土佐・筑後・薩摩・大隅・沓岐・対馬の二一か国であるが、この数は、さきの『地方要集録』における「公儀御料所無之国々」の数と一致する⁽⁴⁾。

幕府直轄領の存在しない国は『地方要集録』の場合、安芸は含まれず加賀となっている。しかし、加賀は白山麓に僅か二か村であるが直轄領が存在していたことから誤りである。明暦元年七月白山麓の所屬で越前・加賀の争いがあり、寛文元年二月幕府は越前の牛首村など一六村と加賀二か村を直轄領としている。(『福井県史』第二冊第二編 一六九頁)。

『地方凡例録』においては二〇か国となっており、安芸が欠けている。また、『吹塵録』所収「治所一覽」によると「皆私領」の国は、二一か国であるが、ここでは筑後が欠けている。この点、同資料に筑後は「御料・私領」が国内に存置されているとあるのは記載上の誤りである。

元禄期には全国六八か国のうち、四七か国に直轄領が分布しており、全体の約六九パーセントを占めている。また、全国村数は総計六三、八七六か村であることから、直轄領村数一一、九七一か村は全体の約一九パーセントに当ることになる⁽⁵⁾。諸国において直轄領村数の割合が高いのは、佐渡・隠岐の一国天領をはじめとして、飛騨・美作・武蔵・駿河・越後・大和・摂津・安房・河内があげられ、ついで相模・上野・丹後・下総・石見・和泉となっている。村数の多少は必ずしも石高の高下に結びつくものではないが、直轄領分布の一般的傾向を知ることができるといえよう。

また、筋別では村数が多いのは関東筋・北国筋・畿内筋・海道筋・中国筋・奥羽筋・西国筋の順になっているが、このうち国別村数では越後の一七一一か村と武蔵の一五三三か村が群を抜いており、四七か国の平均は、二三三か村ということになる。

江戸期においては、すべて領主別の支配形態によって把握されているため、国別の統計の作成例はきわめて少ないといえる。領主別の場合には、国・郡単位は行なわれず、数か国や郡にまたがるものが多く、詳細な数字を明らかにすることが難かしい。この意味からも、本資料がどのような史料に基づき作成されたか明らかでないが、国別資料としては唯一のものと思われる。

内閣文庫所蔵の『看益集』所収の「御代官支配所高付」は、年次の記載はないが、一応、元禄一五・六年頃の代官別支配地および支配高を伝える資料といえる⁽⁶⁾。これを七筋の地域分布に整理すると第2表のようになる。この総計四〇〇万五六二三石余は新井白石の「御料すべて四百万石」とほぼ符合する。このうち庄倒的に多いのが関東筋の一一九

万九八三三石余である。これとともに奥羽筋四五万五三九四石余には、代官の管轄が関東筋と錯綜する場合が多くみうけられ、勘定所の所轄事務の上からも、関東筋・奥羽筋を関東方として把握することが必要であったと思われる。したがって、関東方は直轄領の四一パーセントを占めていたということができるのである。

「御代官支配所高付」において、関東方の記載が石以下に至る詳細な数字がおげられている。これに対し、上方は石以下を切捨てていることは、資料作成上の不統一とみることができる。したがって、この資料は別途に作成されたものと思われるが、詳細は不明である。関東筋における反高・田・砂間の支配地計二五〇四町五反六畝一六歩は、高入以前の開発地とみることができるが、この記載は関東筋の直轄領の拡充が企図されていると思われる。関東直轄地の在支配は、入国当初より利根川・荒川の水系の大改修、灌漑治水による新田開発を急務としたが、関東郡代伊奈氏を中心に寛文年間には鬼怒川筋を本流とする、現在みられる利根川水系が完成したという。

このような治水や水系の確立により、必然的に乱流地域の開発が行なわれ、これによって田畑地域の拡大が促進されつつあったといえることができる。

関東筋は、関東郡代伊奈半左衛門忠順をはじめ一七名の代官により支配され、他に関東直轄領支配の奥羽筋四名を加えれば、計二一名の代官が掌握していたといえることができる。このことは元禄から宝永期における代官の陣屋支配の消滅直前における存在形態を示していると思われる。

関東筋につぐのは北国筋である。代官支配地五五万五三〇〇石に、一国天領の佐渡（奉行支配）一三万四三三石を加えれば計六八万五七三三石となり、畿内筋を凌ぐ領域となる。

畿内筋以東に位置する、奥羽筋・関東筋・海道筋・北国筋の合計は二八三万八二九三石余となる。したがって全直轄領の七一パーセントを占めることになり、これによっても東国政権としての地域的分布をみるのできるのである。

「御代官支配所高付」において信濃の直轄領支配に任せられた千村平右衛門良重は尾張藩給人でありながら、代官と同列に並記されている。したがって、この資料の作成者は千村氏の場合、代官として把握していたといえることができる。同じく、享保一五年『御取箇相極候帳』⁽⁷⁾においても、千村平右衛門政武の場合、大名預所と異なり、「御預り所」の註記が

江戸幕府直轄領の地域的分布について（村上）

なく代官並となつてゐる。この点、代官支配地のうちとくに千村平右衛門良重の場合について考察してみることにする。良重については「木曾義昌ならびに仙三郎義利につかへ、没落の後東国にあり、慶長五年七月二十八日下野国小山の御陣にめされて、はじめて東照宮に拜謁す」とあり、関原の戦においては、木曾谷において山村甚兵衛良勝と共に石川備前守守貞を敗り潰走させる戦功があった。さらに戦後は次のような関原が伝えられている。

関原御凱旋のち、木曾の族臣等に美濃國のうちにをいて一万六千二百石余の地を賜ひ、良重、可児・土岐・惠那三郡のうちにをいて四千四百石余を知行し、可児郡久々利に住す。八年仰により信濃國のうち一万石、遠江國の内にして千四十貫余の地を支配し、のちにまた遠江國奥の山にをいて三百九十石余の地を預けらる。

千村良重については『深秘・木曾家古記録』によると「祖父平右衛門良重ニ信州ニテ御代官之高老万石余、遠州ニ而御代官所之高鑿成千四拾三貫百拾四文、同國ニテ御榑木支配役仕ニ付、御榑番致候へ、舟明村・大園村・伊須賀村・日明村高三百九拾石余、御榑役手廻ノタメ祖父平右衛門代ヨリ御代官仕候事」とあり、慶長九年九月廿三日付で、大久保長安より千村平右衛門宛「遠州奥ノ山・西ノ手ノ儀申上候処ニ、御代官被命付候」と千村の代官任命の記録がある。

千村良重は、大坂の陣において信濃國浪合の関および木曾妻籠の番役を勤め、また先手に加わり天王寺口に向い、さらに信濃國飯田城を守衛、元和五年（一六一九）には尾張藩主義直に付属されて給人となつてゐる。したがって良重は幕府代官から尾張藩家臣として編入されたのである。しかしながら、千村氏は代々信濃幕府領預所支配を委任され、遠江榑木改役も兼ねることによつて、とくに「表交替寄合、柳之間席」として老中支配をうけたため、尾張藩給人と幕臣の二重身分となつてゐる。そのため初期幕府直轄領の代官として支配した領域は、元和五年以降においても預所として踏襲されてゐたため、一般の大名預所とは異なり実質的には代官的性格が世襲となつて継続されたということができるのである。ここでは、原資料において「預り所」としての註記がないことから、千村氏の場合、代官と同列に取扱うことにした。

但し、千村平右衛門については、宝曆七年（一七五七）「御料高御代官并御預所高書付」においては、「大名御預之分」のなかに「信濃 高五千石余 千村平右衛門御預所」とあり、天保九年「御代官并御預所御物成納払御勘定帳」においても、明確に「信濃 千村平右衛門・御預所高六千貳百八拾七石八斗貳升八合」と記してある。したがって江戸時代中期以降において、代官支配地、大

名預所の区分を判然としていく過程で、このような記載の変化がみられたと思う。

注 (1) 国書刊行会『竹橋余筆』(大正六年刊)所収 四三四〜四四三頁。但し、数字に誤植があるため内閣文庫本等と照合訂正する必要がある。

(2) 村上直「江戸幕府直轄領に関する一考察」(『徳川林政史研究所「研究紀要」昭和四四年度

(3) 村上直 同右。「諸国石高および支配形態一覽」参照。

(4) 『日本農民史料聚粹』第一巻、五四一頁。

(5) 註(3)参照

(6) 大野端男「元禄末期における幕府財政の一端」『史料館研究紀要』第四号。大野氏は「元禄十六未宝永元申式ヶ年分、大坂御金藏金銀納方御勘定帳」の比較によって、元禄十五年九月から同年末月の間のものに更に時期を狭められる、という。

(7) 「大河内家記録」所収。

(8) (9) 「寛政重修諸家譜」第百十七。(『新訂寛政重修諸家譜』第二、三九九頁)。

(10) 『信濃史料』第十九 五三八頁。

(11) 同右 五三九頁。

(12) 小島広次「尾張藩」(『物語藩史3』四四頁)。

(13) 向山源太夫「誠齋雜記」所収。「丁未雜記」(国立国会図書館所蔵)。

(14) 「吹塵録」上(『海舟全集』第四巻、一一七頁)。

六、享保期の地域的分布

享保期における幕府直轄領の総石高および取高の各年別の変化については、『癸卯雜記』四所収の「御取箇辻書付」によって明らかにすることができる。それによると享保元年(一七一六)四〇八万八五三〇石、同一〇年(一七二五)四三六万〇六七〇石、同一〇年(一七三五)四五三万九三三一石と、実際は年次的に必ずしも直線的増加ではないが、直轄領の増大を窺知することができるのである。このような石高について、さらに地域的分布を知るには、『大河内家記録』¹⁾所

江戸幕府直轄領の地域的分布について(村上)

収の「享保十四西年御代官并御預所御物成納払御勘定帳」「去成年（享保十五年）御取箇相極候帳」「享保十七西年御代官并御預り所御物成納払御勘定帳」の支配別石高によって、享保一四・一五・一七年の実態を明らかにすることができる。これらのうちで、享保一四・一七年の勘定帳は、いずれも一〇石未満を切捨てているため、その単純加算は詳細な石高の実態を必ずしも示しているとはいえない面がある。

享保一四年における総計は四四四万四五〇石余となるが、この地域分布については、第3表のようになる。このうち遠国奉行は、浦賀奉行（妻木平四郎）七六〇石、佐渡奉行（松平兵藏・窪田肥前守）一三万〇九五〇石、長崎奉行（三宅周防守・細井因幡守）の計一三万五一四〇石、大名預所は、北条遠江守（山城）ら一五名、代官支配地には尾張藩家臣千村平右衛門政武の四九〇〇石、支配勘定格田中休藏の三万三九〇石、勘定組頭小出加兵衛・八木清五郎の二万五六〇石が含まれている。

享保一四年の地域分布については、⁽²⁾ 関東筋・北国筋・海道筋・畿内筋に集中しているが、とくに元禄期に比較して、海道筋の増加が著しく、また北国筋は大名預所が越後に集中していることが注目されるのである。このように幕府直轄領は石高の上からは地域増加を示しながらも、内部的には代官支配地の減少、大名預所の設置による増加という変化をみるることができるのである。これによって代官支配地は全直轄領の八一・六パーセントを占めていることになる。

このように幕府直轄領は、享保期の資料によって明らかのように、代官支配地と遠国奉行付、大名預所の支配形態によって構成されていたのであるが、大名預所は豊臣政権における大名預け地方式を踏襲したものである。幕府は在地浸透が不徹底な預け地方式の廃止の方向をとったのは当然であるが、貞享四年（一六八七）一二月には老中の命によって預所を返還する大名がみられ、元禄元年（一六八八）春頃には、その数はかなり増加したことが明らかにされている。⁽³⁾ この点はさきの「御代官支配所高付」（第2表）によっても代官支配地への吸収を窺知することができるのである。かくして、幕府は正徳三年（一七一三）⁽⁴⁾ 「諸国公邑近傍各藩に託すは一切禁止」の法令により、大名預所はすべてが代官支配地に属することになったのである。しかしながら、享保五年（一七二〇）六月一三日「松平伊予守吉邦に越前国十方三千石余、松平出羽守宣雄に隊岐国にて一万二千石余、榊原式部大輔政邦に山城・大和・播磨の国にて四万九千石余、松平主殿頭忠雄

に肥前・肥後の国にて二万四千石余の地を預らる」とあり、計一八万八〇〇石余が改めて大名預所に編入されているのである。結局、預所は代官支配の補助的手段として実施されたものであり、あくまでも暫定的措置であったといえることができる。しかし、預所は幕末までも存置されていることは、幕府の直轄領支配体制の原則と矛盾するものであるが、直轄領の拡大に対し、有能な代官の不足、代官経費の削減が預所の恒常化の要因になっていたものといえるのである。したがって預所を除外すれば代官支配の直轄領は三〇〇万石台に止まっていたのである。

享保一五年における地域的分布は、幕初以来、最も詳細な資料である「去成年御取箇相極候帳」は各代官所・預所の年貢割付状の集計とみられるが、この総石高四四八万一〇五六石は「御取箇辻書付」における同年の総石高数と合致する。第4表はその内容につき明らかにしたものである。これによると代官(郡代)支配地は三六〇万二三八〇石で総石高の八〇・四パーセントを占め、大名預所は七三万九〇二五石で一六・五パーセント、遠国奉行付は一三万九六五一石で三・一パーセントとなっている。その地域的分布は関東筋・海道筋・北国筋・畿内筋の順に集中している。このうち北国筋は越後を中心に大名預所計三九万七九五石に及び、これに佐渡一三万〇九五二石(遠国奉行付)を加えれば、約五二万八九〇七石の代官支配地以外の直轄領が存在していたことになる。このように北国筋は大名預所と遠国奉行付が代官支配地を上廻る地域であり、この点、きわめて特徴的であるといえる。

享保一七年における総石高は、単純集計によると四五一万八八〇〇石余となる。このうち、代官支配地は三六三万九六四〇石余となり、全般の八〇・五パーセントを占め、この傾向は、享保一四・一五年とほぼ同様である。

享保期に至るまで、幕府直轄領の拡充とともに設定された代官所は、江戸を中心として次の通りである。

陸奥国 桑折(天和2)・川俣(元禄16)・塙(享保14)

出羽国 尾花沢(寛永13↓元禄7)・寒河江(寛永13)・漆山(延宝5)

関 東 天正18年以後、陣屋支配。元禄期、陣屋支配の廃止により江戸定府。

越後国 出雲崎(元和2)

甲斐国 甲府(享保9)・石和(享保9)・上飯田(享保9)・谷村(享保9)

江戸幕府直轄領の地域的分布について(村上)

信濃国 坂木（元和8）・中野（慶安3）・飯島（延宝5）
 飛騨国 高山（元禄5）
 美濃国 笠松（慶長6↓寛文2）
 伊豆国 三島（天正18）・韭山（慶長1）
 駿河国 島田（慶長6）・駿府（寛永9）
 遠江国 中泉（天正18）
 三河国 赤坂（慶長6）
 近江国 信楽（慶長5）・大津（元和3）
 畿内 京都・大坂（慶長期）
 丹後国 久美浜（享保16）
 但馬国 生野（慶長5）
 石見国 大森（慶長6）
 美作国 美作倉敷（元禄11）・久世（享保12）
 備中国 備中倉敷（寛永19）・笠岡（元禄12）
 豊後国 日田（寛永16）
 肥前国 長崎（天正16）
 肥後国 天草（寛永18）

注

（1）東京大学史料編纂所所蔵。大野端男「享保改革期の幕府勘定所史料 大河内家記録（一）（二）（三）」『史学雑誌』第八〇編第一・二・三号、なお、この三史料について大野氏の詳細な解説が記されている。

（2）なお、享保一四年の地域的分布は、拙稿「江戸幕府直轄領に関する一考察」（『徳川林政史研究所「研究紀要」昭和四十四年度掲載は第3表のように訂正する。

（3）（4）大沢元太郎「近世の預所に就いて―江戸幕府の特殊相―」『歴史地理』第七七卷第二号。

(5) 『有徳院殿実紀』卷十(『新訂補国史大系徳川実紀第八篇』一九七頁)

おわりに

以上、江戸幕府の財政的基盤をなす直轄領の地域的分布につき、関東入国以後の蔵入地から、幕藩制社会が確立・展開する元禄・享保期に至るまで基礎的資料の分析によって考察を行なってみた。幕府直轄領の量的優位と存在形態の多様性は諸藩を従属させる有力な条件となっていたといえるが、その地域的分布の基本的形態は、慶長末年に成立したとみることができる。幕府代官が年貢請負人的性格から地方農政官に改変していく過程で、寛永期には勘定所を中心とした地方支配機構の整備が行なわれ、直轄領支配は郡奉行所及び代官により関東方と上方に二分され在地浸透が企図される。しかし、このような管掌は、享保期にはさらに関東を中心七筋の地域区分による直轄領の掌握方式がとられることになる。そのため年貢皆済期日、代官所経費の支給に関する法令は、この筋区分を基準として一応、確定されるのである。

元禄期における直轄領の分布については、内閣文庫所蔵の「諸国村数書付」(『竹橋余筆別集』巻八)および「御代官支配所高付」(『看益集』)によって検討を加えることができるが、畿内筋以东に位置する直轄領は全体の七一パーセントを占め、東国政権としての地域的分布の傾向を知ることができるのである。

また、享保期における地域的分布は、大名預所の設定により、代官支配地・遠国奉行・大名預所の三形態により直轄領支配体制が成立しているが、直轄領拡大の方向がとられながらも代官支配地の減少、大名預所の増加という実態が看取されるのである。預所の設置は、すでに幕府権力による直轄領掌握の基本原則と矛盾するものであるが、有能な代官の欠如と代官所経費の削減により恒常的形態となるのである。

幕藩制社会の解体過程の直轄領の変化は、宝暦七年、天保九年、文久三年の資料によって明らかにできるが、この分析については別稿に譲りたいと思う。

第1表

元禄期・国別幕府領村数及び百分比

国		石 高	A 総 村 数	B 幕 府 領 村	$\frac{B}{A}$
奥羽筋	陸 奥	192.1	Δ 4,371 (4,363)	423	10%
	出 羽	112.6	Δ 2,390 (2,427)	290	12
			6,761	713	
関東筋	常 陸	90.3	1,677	162	10
	下 野	68.1	1,361	227	16
	上 野	59.9	1,213	409	34
	下 総	56.8	1,486	469	31
	上 総	39.1	Δ 1,999 (1,149)	149	7
	安 房	9.3	272	112	41
	武 蔵	116.7	2,951	1,533	52
	相 模	25.8	679	260	38
	伊 豆	8.3	285	148	52
			3,469		
海道筋	美 濃	64.5	1,631	285	17
	飛 騨	4.4	414	398	96
	甲 斐	25.3	849	188	22
	駿 河	23.7	795	349	44
	遠 江	32.8	1,093	266	25
	三 河	38.3	1,267	168	14
	伊 勢	62.1	1,400	58	4
			1,712		
北国筋	佐 渡	13.0	260	260	100
	加 賀	41.8	770	2	0
	越 後	81.6	3,964 (3,894)	1,713	44
	能 登	23.9	681	41	6
	越 前	68.4	1,541	363	24
	信 濃	61.5	\times 1,697 (1,667)	415	25
			2,794		

江戸幕府直轄領の地域的分布について(村上)

畿 内 筋	近 江	83.6	1,516	70	5
	山 城	22.4	459	120	26
	大 和	50.0	1,405	615	44
	河 内	27.6	511	202	40
	摂 津	39.2	870	363	42
	和 泉	16.1	317	100	31
	丹 波	29.3	902	47	5
	播 磨	56.8	1,800	316	17
			1,833		
中 国 筋	丹 後	14.5	392	132	34
	但 馬	13.0	672	132	21
	隠 岐	1.2	61	61	100
	石 見	14.2	489	151	31
	美 作	25.9	592	365	62
	備 中	32.4	△ (468 (464))	118	25
	備 後	29.5	494	36	7
	讃 岐	18.6	385	33	9
伊 予	42.9	959	24	3	
			1,052		
西 国 筋	筑 前	60.6	902	7	1
	豊 前	27.3	668	56	8
	豊 後	36.9	1,516	179	11
	肥 前	57.2	1,418	9	1
	肥 後	36.9	1,124	128	11
	日 向	30.9	398	19	5
			398		
			11,971		

『諸国村数書付』（竹橋余筆別集8巻）

(註) 石高は「六拾余州郡各村数高付記」（内閣文庫）による。△は元禄郷帳とその数が異なる場合。（ ）内が郷帳。※はA. B. Cの計が誤っている場合。（ ）内が正確な数字。

第2表 元禄期 幕府代官別の支配地・支配高一覧

	郡代・代官	支配地	支配高
奥羽筋	諸星内藏介 同政	出羽・〔武蔵〕	万石 12 5630 3.7.3
	杉山 久助 信行	出羽	5 0058 5.0.8
	池田新兵衛 重富	陸奥	10 0658 4.6.5
	依田五兵衛 盛照	陸奥〔下野〕	5 5437 9.2.6
	窪田長五郎 弘房	陸奥・出羽・〔常陸〕	7 3546 1.8.7
	平岡十左衛門	陸奥〔下野〕	5 0063 3.3.5
			45 5394 7.9.4
関東筋	伊奈半左衛門忠順	武蔵・下総	24 8138 2.9.4
	平岡三郎右衛門	武蔵・相模・上総・下総	9 3724 0.8.3
	今井九右衛門兼直	武蔵・相模・下総	11 9820 0.2.4
		武蔵(大里郡)	(反高41町1反8畝歩)
	小長谷勘左衛門正綱	武蔵・相模・下総・伊豆	6 8802 0.9.0
	平岡次郎右衛門信由	〔甲斐〕下野・下総	5 7387 1.9.9
	清野半右衛門貞平	武蔵・上総・下総・安房	6 0036 3.3.9
		下総(布釜手賀沼)	(反高518町8反1畝15歩)
		下総(椿新田)	(砂間646町3反8畝0歩)
	野田三郎左衛門秀成	武蔵・上野・下野	5 9796 6.5.0
	滝野十右衛門中央	武蔵・常陸・下総	5 0115 6.1.7
	下島甚右衛門政武	上野・下野・常陸	5 0481 0.5.6
		上野(群馬郡)	(反高382町3反1畝7歩)
	比企長左衛門	武蔵・上野・下野	5 9656 7.8.8
	古川武兵衛氏成	武蔵・上総・下総・常陸	5 0016 9.9.3
	樋口又兵衛家次	安房・上総	4 0024 2.2.3
	中川吉左衛門直行	上野・下野・常陸	5 0180 6.3.2
	上野(群馬郡)	(反高254町7反1畝11歩)	
江川太郎左衛門英暉	伊豆・相模・武蔵	4 7150 6.3.4	
能勢権兵衛	常陸・下総	5 0028 2.7.2	
	常陸(鹿島郡)	(反高7町1反4畝6歩)	
雨宮勘兵衛	武蔵・上野	4 6932 6.5.3	
細田伊左衛門時矩	武蔵・下総・常陸	4 7459 4.7.3	
	下総(香取郡)	(反高631町6反1畝8歩)	
	常陸(行方郡)	(田 22町4反0畝29歩)	
・伊賀衆預り	武蔵	82 8.8.6	
		119万9833石9.0.6 (反高1835町7反7畝17歩) (田 22町4反0畝29歩) (砂間646町3反8畝)	

海道筋	守屋助次郎	駿河・美濃	8 3193石
	長谷川藤兵衛勝峯	駿河・遠江・三河	6 0260
	窪島市郎兵衛長敬	駿河・遠江・三河・美濃	7 8655
	※伊奈半左衛門忠順	飛騨	4 4105
	万年三左衛門頼安	遠江・三河・〔信濃〕	4 1226
	辻六郎左衛門守参	美濃・〔信濃〕	8 7694
	南条金左衛門則弘	美濃・〔信濃〕	5 8850
	石原清左衛門正則	伊勢・三河	4 3350
			49 7333
北国筋	高谷太兵衛盛直	信濃	4 7945石
	長谷川庄兵衛長貴	越後・信濃	5 1125
	馬場新右衛門	越後	7 8016
	鈴木八右衛門重政	越後	7 5182
	鈴木三郎兵衛正守	越後	6 0403
	※依田五兵衛盛照	越後	2 2912
	古郡文右衛門年明	越前・能登	8 5625
	馬場源兵衛	越前・加賀越前白山・信濃	8 0222
	※鈴木八右衛門重政	越後 与板	2 2374
	※長谷川庄兵衛長貴		
※高谷太兵衛盛直	信州 坂木	2 6601	
※市川孫右衛門			
	〔尾張家臣〕 千村平右衛門	信州	4895
			55 5300
畿内筋	小堀仁右衛門克敬	山城・河内・摂津・近江・丹波・播磨	7 7993石
	辻弥五左衛門守誠	大和	7 0376
	石原新左衛門正氏	摂津・摂磨	6 5815
	雨宮庄五郎寛長	山城・大和・和泉・河内・摂津 近江・丹波・丹後	5 5902
	万年長十郎頼治	大和・河内・摂津・播磨・備中	6 8610
	小野朝之丞高保	和泉・河内・摂津・播磨・小豆島	6 5281
	曲淵市郎右衛門昌隆	山城・大和・和泉・河内・摂津〔備後〕	5 4706
	金丸又左衛門	大和・河内・摂津・近江・播磨	5 4135
	長谷川六兵衛安定	大和・河内・摂津・播磨〔丹後〕	4 8994
	久下作左衛門重秀	和泉・河内・摂津・丹波	3 5977
	西与市左衛門	大和・近江・美作	4 7266
	上林峯順重胤	山城・河内	8509
	上林又兵衛政武	山城・河内・摂津	5902
	※小野朝之丞高保		
※万年長十郎頼治	摂州海表新田	3458	
			66 2924

中国筋	大草太郎左衛門正清	〔播磨〕・備中	3 2499石
	内山七兵衛永貞	美作	5 4038
	井口次右衛門高精	石見・隠岐	6 0404
	遠藤新兵衛信澄	〔播磨〕備後・備中・伊予・讃岐・直島	5 5704
	平岡四郎左衛門道資	但馬・〔播磨〕・丹後	4 7905
※久下作左衛門重秀	伊予（加藤大和・上知）	1500	
			25 2050
西国筋	竹村惣左衛門嘉躬	肥後・肥前・筑前・日向	10 2608
	室七郎左衛門重富	豊後・豊前	8 8679
	岡田庄太夫俊陳	豊前・	5 3313
			24 4600
遠国奉行			
	佐渡奉行	佐渡	13 0433
	長崎奉行	肥前	3435
	伏見奉行(建部内匠頭)	山城・伏見廻当分御預り	4320
			13 8188
総石高			400万5623石7.0.0

(註) 『石益集』所収、「御代官支配所高付」による。

※は再出の代官

第3表 享保14年 江戸幕府直轄領の地域別分布

	代官支配地	大名預所 遠国奉行	直轄領総額	支配地
関東筋	102万6430石	(760)石	102万7190石	武蔵, 相模, 安房, 上総, 下総, 上野, 下野, 常陸
畿内筋	67 6340	4万7980	72 4320	山城, 大和, 河内, 和泉, 摂津, 近江, 丹波, 播磨〔但馬〕
海道筋	73 2610	5 7790	79 0400	伊勢, 美濃, 飛騨, 三河, 遠江, 駿河, 伊豆, 甲斐〔信濃〕〔備中〕
北国筋	27 7440	39 7940 (13 0950)	80 6330	信濃, 越前, 能登, 佐渡
奥羽筋	37 3940	12 6240	50 0180	陸奥, 出羽〔常陸〕
中国筋	41 0180	3 4260	44 4440	丹後, 但馬, 美作, 石見, 隠岐, 備中, 備後, 讃岐, 伊予
西国筋	12 3860	2 4400 (3430)	15 1690	日向, 豊前, 豊後, 肥前, 肥後, 筑前
	362石0800万	82万3750石	444万4550石	

(註) [] は該当筋外の国を示す。() は遠国奉行『享保十四酉年御代官并御預所御物成納払御勘定帳』による。

第4表 享保15年、江戸幕府直轄領の地域的分布

(A) 郡代・代官支配地

	郡代・代官	支配地	支配高
関 東 筋	伊奈半左衛門忠達	武蔵・相模・下総・〔駿河〕	25万5588石
	鈴木平十郎正誠	武蔵・下総・下野	14 6900
	池田新兵衛富明	上野・下野	11 9514
	後藤庄左衛門正備 〔当分預所〕	武蔵・上野・下野	6 0339
	後藤庄左衛門正備	上野	3 1458
	岩手藤左衛門信猶	武蔵・相模	7 9419
	荻原源八郎乗秀	武蔵・相模・上総	5 2049
	日野小左衛門正晴	武蔵・相模	6 5367
	岡田庄太夫俊惟	常陸・下総・下野	7 2825
	野田三郎左衛門清成 (支配勘定格)	安房・下総・上総・常陸	13 9804
田中休藏喜乗 (勘定組頭)	武蔵	3 0475	
小出加兵衛直昌 八木清五郎茂時	下総・下野・武蔵・常陸	2 2713	
			107万6451石
畿 内 筋	小堀仁右衛門惟貞	山城・摂津・河内・大和・丹波	9 7481
	原 新六郎政久	大和	9 5909
	鈴木小右衛門正興	山城・摂津・河内・大和・近江	7 0357
	久下藤十郎式秀	摂津・河内・和泉	6 0986
	平岡彦兵衛良久	摂津・河内	6 6713
	石原清左衛門正利	播磨・和泉	5 0038
	千種清右衛門直豊	摂津・播磨・但馬・河内	5 2618
	多羅尾治左衛門光頭	大和・近江	2 7053
	幸田善太夫高成	大和	5 1191
	上林又兵衛政武	山城・摂津・河内	1 7693
角倉与一玄懐	河内・大和	1 6501	
中島内藏之助正広	播磨・但馬	6 2107	
			66万8647石
海	辻 甚太郎守雄	美濃・伊勢	14 5512
	奥野忠兵衛俊勝	甲斐	10 0555
	坂本新左衛門政留	甲斐	9 0136
	山田治右衛門邦政	駿河・遠江・三河	8 5429

江戸幕府直轄領の地域的分布について(村上)

道 筋	岩室新五左衛門正方	美濃・三河	5 3 4 6 3
	長谷川庄五郎忠崇	飛騨・美濃	5 3 9 9 7
	小宮山本之進昌世	甲斐〔下総・上総・常陸〕	1 4 3 6 7 8
	齋藤喜六郎直房	駿河・甲斐・伊豆・〔武藏・相模〕	6 5 9 7 7
			7 3 万 8 7 4 7 石
北 国 筋	松平九郎左衛門尹親 〔当分預所〕	信濃	1 2 2 4 8 9
	※松平九郎左衛門尹親 岩室新五左衛門正方	信濃・〔遠江〕	7 4 6 0 4
	林兵右衛門正紹 〔尾張藩家臣〕	越前	6 5 1 2 4
	千村平右衛門政武	信濃	4 9 0 1
			2 6 万 7 1 1 8 石
奥 羽 筋	森山勘四郎実輝	出羽	6 8 8 0 6
	小林又左衛門正府 〔当分預所〕	出羽	6 0 5 8 2
	※小林又左衛門正府	出羽・陸奥	2 5 3 0 1
	会田伊右衛門資刑 〔当分預所〕	陸奥・出羽	7 5 1 3 7
※会田伊右衛門資刑 〔当分預所〕	陸奥・常陸	2 5 0 7 0	
※小宮山本之進昌世 長谷川庄五郎忠崇	出羽	6 5 0 9 2	
			3 1 万 9 9 8 8 石
中 国 筋	美濃部勘右衛門茂敦	美作	5 7 4 1 0
	保木佐太郎慎初	美作・但馬	4 8 5 8 4
	小泉市大夫義真	丹後	5 2 4 9 2
	竹田喜左衛門政為	備中・備後	6 7 7 3 9
	海上弥兵衛良胤	石見・備後	6 0 8 5 5
	内山七兵衛高永	美作・備中	6 0 2 5 9
窪島作右衛門長敷	美作・備中	6 0 2 2 5	
			4 0 7 5 6 4
西 国 筋	増田太兵衛永政	豊後・日向・豊前・筑前	1 2 3 8 6 5
			1 2 3 8 6 5
			3 6 0 万 2 3 8 0 石

(B) 遠国奉行

(浦賀奉行) 妻木平四郎 頼隆	相模	7 7 0 石
(佐渡奉行) 松平兵藏 政毅 窪田肥前守 忠任	佐渡	1 3 0 9 5 2
(伏見奉行) 北条遠江守 氏朝	山城	4 4 9 4
(長崎奉行) 三宅周防守 康敬 細井因幡守 安明	肥前	3 4 3 5
		1 3 万 9 6 5 1 石

(C) 大名預所

(二本松藩主) 丹羽左京大夫 高寛	陸奥	5 万 3 9 6 4 石
(会津藩主) 松平肥後守 正容	陸奥・下野・越後	1 2 6 2 4 3
(加賀藩主) 松平加賀守 吉徳	能登	1 4 2 3 0
(福井藩主) 松平兵部大輔 宗矩	越前	1 0 5 8 5 3
(鶴岡藩主) 酒井左衛門尉 忠真	越後	4 7 2 5 4
(高田藩主) 松平越中守 定賢	越後	1 0 0 4 0 2
(長岡藩主) 牧野駿河守 忠寿	越後	6 4 3 1 4
(新発田藩主) 溝口信濃守 直治	越後	6 5 9 0 2
(掛川藩主) 小笠原老岐守 長熙	遠江	2 7 6 5 3
(田中藩主) 本多豊前守 正矩	駿河・遠江	3 2 2 5 6
(姫路藩主) 榊原式部大輔 政祐	播磨	4 2 2 7 2
(高松藩主) 松平讃岐守 頼豊	讃岐	1 0 9 8 2
(松江藩主) 松平出羽守 宣維	隠岐	1 2 1 9 5
(松山藩主) 松平隠岐守 定英	伊予	1 1 0 9 6
(島原藩主) 松平主殿頭 忠雄	肥前・肥後	2 4 4 0 9
		7 3 9 0 2 5
総 石 高		4 4 8 万 1 0 5 6 石

(註) 『去成年（享保15年）御取箇相極候帳』による。

※は再出の代官